【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年1月24日
【計算期間】	第90期 （自　2023年10月26日　至　2024年10月25日）
【ファンド名】	ＭＳＶ内外ＥＴＦ資産配分ファンド（Gコース）
【発行者名】	マネックス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　萬代　克樹
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル26階
【事務連絡者氏名】	広畑　美弥子
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル26階
【電話番号】	03-6441-3809
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券（以下、「投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、国内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）等へ実質的に投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社との合意により変更することができます。

③基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型投信の別	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉となる資産）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
追加型投信	海　外	不動産投信
		その他資産
	内　外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 (実質の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券・不動産投信）資産配分変更型）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり (部分ヘッジ) なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください（https://www.toushin.or.jp/）。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券・不動産投信）資産配分変更型）））	①投資信託証券を通じて、国内外の株式、債券、不動産投信（リート）等へ実質的に分散投資する。 ②組入れる投資信託証券は、収益機会の追及やリスクの分散を目的として、各資産の組入比率も適宜見直しを行う。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。※
為替ヘッジあり（部分ヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、一部資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

※　一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

＜ファンドの特色＞

◎　わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券（ＥＴＦ）(※)を主要投資対象とします。

※わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券または投資証券を意味します。また、ＥＴＦとは、「Exchange Traded Fund」の略称で、主に国内外の株式・債券・リート等に関する特定のインデックス等に連動することを目指して運用が行われています。

■投資信託証券への投資を通じて、国内外の株式、債券、不動産投資信託（リート）へ実質的に分散投資を行います。

■「MSV内外ETF資産配分ファンド」は、想定するリスク水準が低い順に「Aコース」、「Bコース」、「Cコース」、「Dコース」、「Eコース」、「Fコース」、「Gコース」、「Hコース」の8つのファンドで構成されています。

各ファンドが想定するリスク水準（標準偏差）とは、ファンドの月次収益率の標準偏差（年率）の目途を指し、各ファンドにおける資産配分を決定する際の目標値として使用します。このため、各ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。

	ファンドの特色	想定リスク（年率）	期待リターン（年率）
Aコース	リターンの獲得を目指しつつつ、リスクを抑えることを最優先します	3.0%～4.5%	2.5%～4.0%
Bコース	リターンの獲得を目指しつつつ、リスクを抑えることを優先します	4.0%～6.0%	3.0%～5.0%
Cコース	リスクを低く制御しつつ、相応のリターンの獲得を目指します	5.0%～7.5%	3.5%～6.0%
Dコース	リスクを制御しつつ、相応のリターンの獲得を目指します	6.0%～9.0%	4.0%～7.0%
Eコース	リスクを慎重に取りつつ、相応のリターンの獲得を目指します	8.0%～11.0%	5.0%～8.0%
Fコース	リスクを取りつつ、相応のリターンの獲得を目指します	10.0%～13.0%	6.0%～9.0%
Gコース	リターンの獲得を優先し、相応のリスクを取ります	12.0%～15.0%	6.5%～10.0%
Hコース	リターンの獲得を最優先し、相応のリスクを取ります	14.0%～17.0%	7.0%～11.0%

◎　投資信託証券は、原則として、市場環境および収益性等を勘案して分散投資を行います。

■投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを原則とします。

■投資信託証券の資産別の組入比率については、市場環境および収益性等を勘案して決定します。

■投資対象の投資信託証券については、市場の流動性や運用管理に係る経費ならびに投資信託証券の発行体の信用リスク等を勘案して、組入れる銘柄を選定します。

◎　組入れている外貨建資産については、対円の為替ヘッジを行うことがあります。

■外貨建債券の指数に連動している投資信託証券の一部もしくは全部について、対円の為替ヘッジを行うことで、実質的に国内債券に連動する資産クラスに代替することがあります。

◎ **当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社との投資一任契約の締結が必要です。**

■当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

ファンドのコンセプト

① 投資対象銘柄の選定

次の主要な選定基準を満たす銘柄を選定します。

- 金融商品取引所に上場している投資信託証券のうち、取引が活発に行われている銘柄(流動性の高い銘柄)
- 投資信託証券の運用管理に係る経費率(信託報酬率)が相対的に廉価な銘柄

② 機動的な分散投資

選定基準を満たす投資信託証券を次の運用方針に従って運用します。

- 組入れている投資信託証券を国内外の株式や債券、不動産投資信託(リート)の5つの資産クラスに分類して、分散投資を行います。

  (注)外債資産クラスの一部もしくは全部に対して対円の為替ヘッジを行い、内債資産クラスに代替することがあります。

- 市場動向、収益機会、リスク分散等により機動的に資産クラスの配分を見直します。

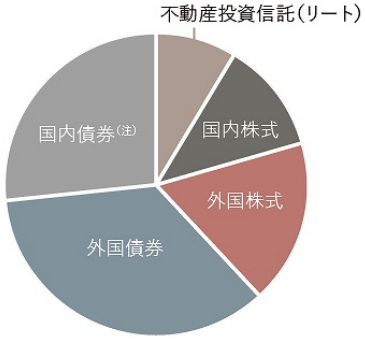

※上記はイメージ図としての一例であり、実際と異なる場合があります。

○投資対象候補一覧

資産	投資対象予定の投資信託証券	国籍	運用対象	運用および管理等に係る費用（年率）
債券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	日本	国内債券	0.07%
	iシェアーズ・コア日本国債 ETF	日本	国内債券	0.06%
	バンガード・米国トータル債券市場ETF	米国	海外債券	0.03%
	バンガード・トータル・インターナショナル債券 ETF（米ドルヘッジあり）	米国	海外債券	0.07%
株式	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	日本	国内株式	0.0545%
	上場インデックスファンドTOPIX	日本	国内株式	0.053%
	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	日本	国内株式	0.045%
	バンガード・トータル・ストック・マーケットETF	米国	海外株式	0.03%
	バンガード・FTSE先進国市場（除く米国）ETF	米国	海外株式	0.06%
	バンガード・FTSE・エマージング・マーケッツETF	米国	海外株式	0.08%
	SPDR ポートフォリオ S&P 1500コンポジット・ストック・マーケットETF	米国	海外株式	0.12%
リート	バンガード・不動産ETF	米国	海外リート	0.14%
	iシェアーズ　グローバル REIT ETF	米国	海外リート	0.25%

※上記は、2024年10月31日現在における投資対象とする投資信託証券であり、今後変更となる場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2016年6月10日　　証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社（マネックス・アセットマネジメント株式会社）

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

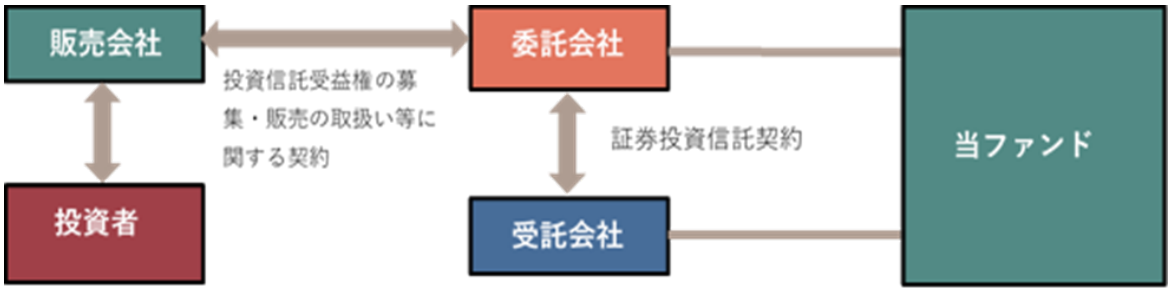

（ファンド・オブ・ファンズについて）

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

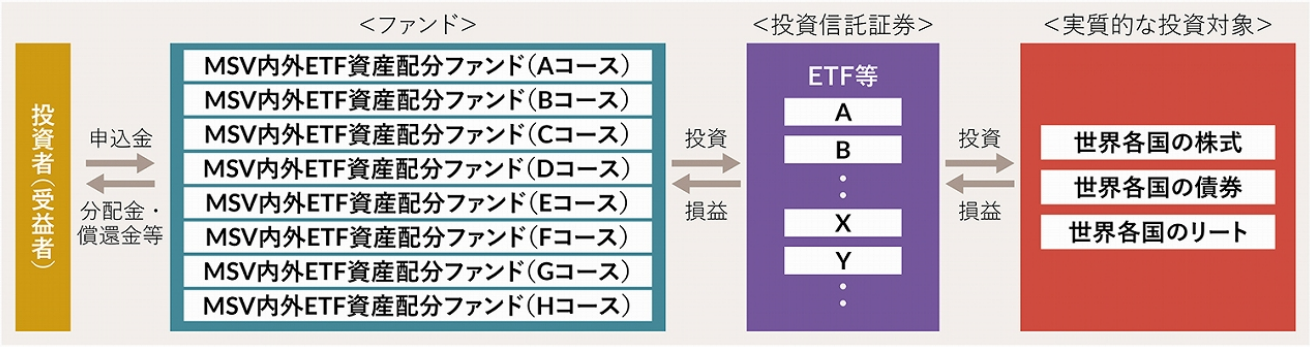

②委託会社が関係法人と締結している契約の概要

(イ)「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しています。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象ならびに委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等を規定したものです。

(ロ)「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しています。当該契約の内容は、受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払事務等に関する規定を包括的に定めています。

③委託会社の概況

(イ) 資本金の額

1,400百万円（2024年10月末現在）

(ロ) 委託会社の沿革

2015年8月28日	会社設立
2015年10月27日	「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更
2015年11月27日	資本金100百万円から250百万円に増資
2016年6月24日	資本金250百万円から500百万円に増資
2018年9月27日	資本金500百万円から900百万円に増資
2020年4月1日	「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」から「マネックス・アセットマネジメント株式会社」に商号変更

2020年9月29日　　資本金900百万円から1,400百万円に増資

(ハ) 大株主の状況 (2024年10月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
マネックスグループ株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	50,000株	100%

(二) 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者　関東財務局長 (金商)　第2882号

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②投資態度

(イ) 主としてわが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券への投資を通じて、国内外の株式、債券、不動産投資信託（リート）等へ実質的に分散投資を行います。

(ロ) 投資信託証券の合計組入比率は、高位に（70%以上を目途に）保つことを原則とします。投資対象の各投資信託証券への投資比率は、原則として、市場環境および収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、投資対象の各投資信託証券への組入比率を引き下げることもあります。

(ハ) 組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行うことがあります。

(ニ) 資金動向または市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 【投資対象】

わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券を主要投資対象とします。

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

A) 有価証券

B) 金銭債権

C) 約束手形

(ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産

A) 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(イ) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
(ロ) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
(ハ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
(ニ) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、(イ)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限りおこなう事ができるものとします。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

(イ) 預金
(ロ) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(ハ) コールローン
(ニ) 手形割引市場において売買される手形

④その他の投資対象と指図範囲

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社では、運用に係る組織および権限と責任を明示するとともに、運用を行うにあたって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る規程を定めています。

ファンド運用に係る意思決定はこれらの規程に則り、商品戦略の決議、運用方針・運用計画の策定、有価証券の売買のプロセスを経て実行されます。

ファンドの商品戦略は、委託会社の投資哲学や市場環境等を勘案した上で策定・見直しされ、取締役会で決議されます。

ファンドの運用方針は運用担当部署において策定され、代表取締役社長を構成メンバーに含む投資戦略会議において報告されます。運用計画は、運用担当部署においてファンドの運用方針に基づいて策定されます。
個々の有価証券の売買は、トレーディング担当部署において運用担当部署の指図に従い執行されます。
なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、リスク管理担当部署にて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理担当部署にて行われます。
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を再信託受託会社より受取っています。

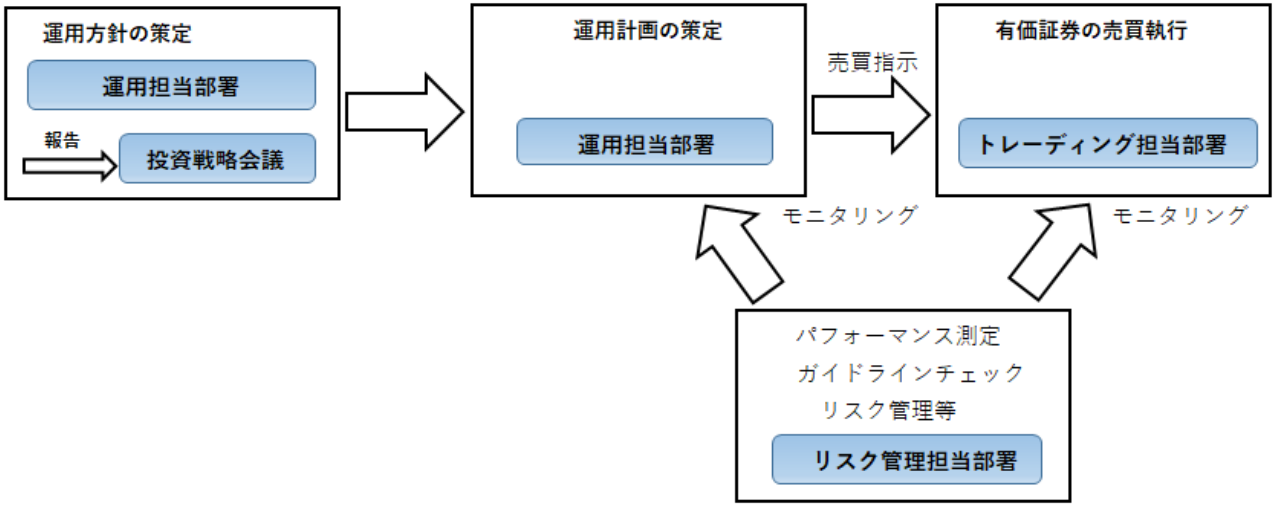

※上記の体制は、2024年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(イ) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(ロ) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(ハ) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、委託者の判断に基づき、前記の　　運用の基本方針に則した運用を行います。

②収益の分配方式

(イ) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

A) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該諸経費、当該監査費用、当該信託報酬に係る消費税に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該諸経費、当該監査費用、当該信託報酬に係る消費税に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(ロ) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会

社等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③信用リスク集中回避のための投資制限

(イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ロ) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

④外国為替の予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

⑤デリバティブ取引の直接利用は行いません。

⑥特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦外国為替予約の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る外国為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性にはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の

返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日または解約代金の入金日もしくは信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までに限るものとします。

(ハ) 資金借入額は、当該有価証券等の売却代金または解約代金および償還金の合計額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

(ニ) 収益分配金の再投資に係る支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ホ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑨法令で定める投資制限

(イ) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

(ロ) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受

けます。従って、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。
※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①価格変動リスク
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。　株式の価格は、国内及び国際的な政治･経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には不動産投信（リート）を投資対象とする場合があります。不動産投信（リート）の価格は、当該不動産投信（リート）が組み入れられている不動産等の価値や資料等に加え、様々な市場環境等の影響を受け変動します。不動産投信（リート）の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。
②金利変動リスク
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、債券の残存期間や金利等も価格変動に影響を与えます。
③為替変動リスク
当ファンドは、組入外貨建資産について、一部の資産に対円で為替ヘッジを行いますが、為替ヘッジを行っていない資産において、投資している投資信託証券の発行通貨に対して円安になれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、円高になれば当ファンドの基準価額の下落要因になります。また、円の金利が為替ヘッジの対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円と当該通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。
④信用リスク
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
⑤流動性リスク
当ファンドにおいて金融商品取引所上場の投資信託証券を売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待で

きる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

⑥カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的には新興国の株式および債券を投資対象とする場合があります。新興国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや、投資した投資信託証券の価格が大きく変動する可能性があります。

⑦収益分配金に関する留意事項

収益分配は、計算期間中に発生した運用益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

収益分配金は純資産から支払われます。このため、収益分配金支払い後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

⑧その他の留意事項

A）当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。

B）当ファンドは、投資判断によっては特定の投資信託証券に集中投資することがあります。そのため、当該投資信託証券の影響を大きく受ける場合があります。

C）当ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第３７条の６の規定）の適用はありません。

D）当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

E）当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

A) 委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用パフォーマンス評価と、対象ファンドの運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理委員会に対象ファンドのリスク分析の結果を報告します。さらに、当会議体等において、運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

B) 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定･検証などを行います。

C) リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

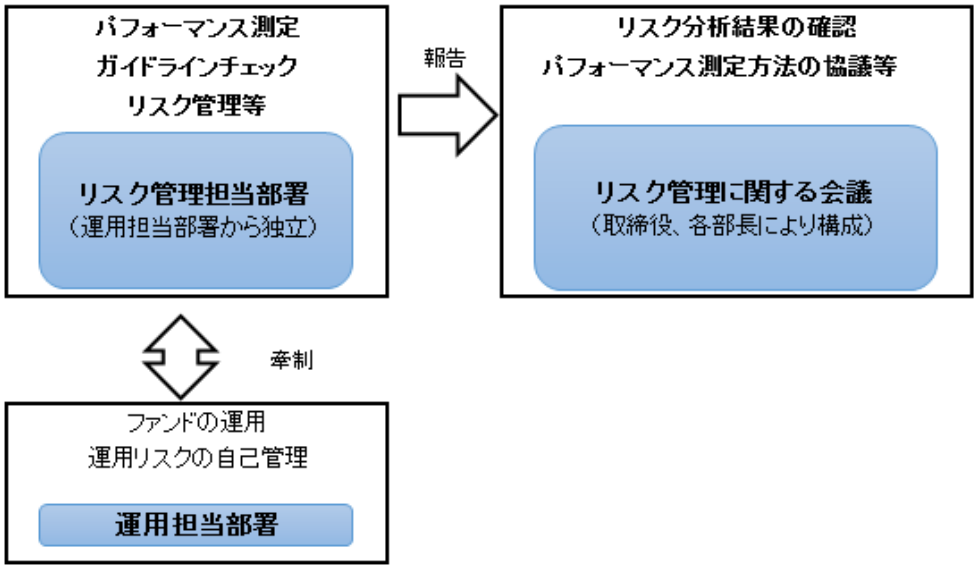

※上記の体制は、2024年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

■ 参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

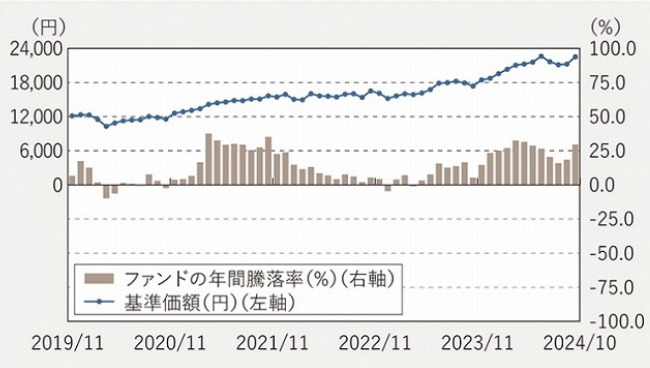

- 分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。
- 当ファンドの年間騰落率（2019年11月～2024年10月の各月末の数値を用いて算出）は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

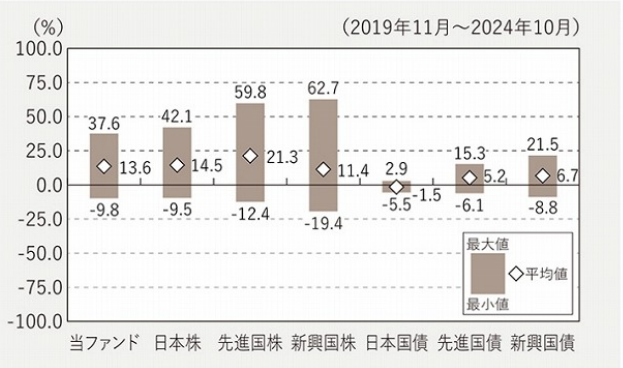

- 代表的な資産クラスについて、2019年11月～2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日　本　株：TOPIX配当込み指数
先進国株：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
新興国株：MSCI EM (Emerging Markets) Index
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）
新興国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

（注）海外の指数は、為替ヘッジ無しによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

騰落率は、FACTSETが提供する各指数をもとに、当社が計算しております。

- 「TOPIX配当込み指数」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- 「MSCI Kokusai (World ex Japan) Index」は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- 「MSCI EM (Emerging Markets) Index」は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募利付国債市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- 「THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index」は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。(ノーロード)

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

①当ファンドの純資産総額に対して年率0.9075%(税抜0.825%)の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。
信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、信託財産の中から支弁するものとします。また、信託報酬率0.9075%(税抜0.825%)には投資一任契約に係る報酬が含まれます。
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
※消費税法の変更があった場合は、税率に応じて税込みの料率は変更されます。

②信託報酬の各支払先への配分は、以下の通りです。
＜信託報酬の配分＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.792% (税抜0.72%)	当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成、投資一任に係る業務等の対価
販売会社	年0.088% (税抜0.08%)	購入後の情報提供、顧客口座の管理等の対価
受託会社	年0.0275% (税抜0.025%)	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

③上記の他に当ファンドが投資する投資信託証券に関しても運用および管理等に係る費用がかかります。(投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.07%程度)
当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の運用および管理等に係る費用を合わせた実質的な信託報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して、年率0.9775%程度(税込)(概算値)、(年率0.895%程度(税抜)(概算値))です。

※概算値は、投資対象とする投資信託証券における運用および管理等に係る費用を含めた実質的な報酬率を各投資信託証券への想定配分に基づき算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算値で表示しています。

※上記の実質的な信託報酬率（年率0.9775％程度（税込）（概算値）、（年率0.895％程度（税抜）（概算値）））には、投資一任契約に係る報酬は含まれておりますが、次の（4）その他の手数料等に記載されている費用は含まれておりません。

（4）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担として、毎日計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

③組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料・税金、組入有価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用等は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

※上記の「その他の手数料等」について、事前に料率、上限額および計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、運用状況等により変動するものであったり、また、発生時・請求時にはじめて具体的な金額を認識するものであったりすることから、あらかじめ具体的に記載することができません。

（5）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率で源泉徴収による申告不要制

度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

（ロ）換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率での申告分離課税が適用されます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

（ハ）損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

＜収益分配金の課税について＞
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際は、
①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2024年10月末日現在）

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		1,122,385,484	9.81
	内　日本	1,122,385,484	9.81
投資証券		10,241,006,144	89.47
	内　アメリカ	10,241,006,144	89.47
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		83,130,288	0.73
純資産総額		11,446,521,916	100.00

その他資産の投資状況

（2024年10月末日現在）

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引（売建）		129,611,580	△1.13
	内　日本	129,611,580	△1.13

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2024年10月末日現在）

	銘柄名	通貨 国・地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率（%） 償還期限 （年/月/日）	投資比率（%）
1	Vanguard Total Stock Market ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	114,080	43,911.84 5,009,463,665	43,997.88 5,019,278,926	― ―	43.85
2	Vanguard FTSE Developed Markets ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	283,878	7,784.93 2,209,972,856	7,752.67 2,200,813,703	― ―	19.23
3	Vanguard Total Bond Market ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	113,296	11,263.34 1,276,092,320	11,224.93 1,271,740,620	― ―	11.11
4	Vanguard Total International Bond ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	155,525	7,685.07 1,195,220,947	7,649.73 1,189,725,129	― ―	10.39
5	ＮＥＸＴ ＦＵＮＤＳ ＴＯＰＩＸ連動型上場投信	日本・円 日本	投資信託受益証券	275,690	2,745.0000 756,769,050	2,818.0000 776,894,420	― ―	6.79
6	Vanguard Real Estate ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	23,125	14,849.30 343,390,201	14,714.10 340,263,627	― ―	2.97
7	ＮＥＸＴ ＦＵＮＤＳ 国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動	日本・円 日本	投資信託受益証券	336,290	907.6000 305,216,804	907.5000 305,183,175	― ―	2.67

8	Vanguard FTSE Emerging Markets ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	30,568	7,233.37 221,109,690	7,170.37 219,184,139	－ －	1.91
9	上場インデックスファンドＴＯＰＩＸ	日本・円 日本	投資信託受益証券	9,627	2,709.0000 26,079,543	2,787.0000 26,830,449	－ －	0.23
10	Ｉシェアーズ・コア　ＴＯＰＩＸ　ＥＴＦ	日本・円 日本	投資信託受益証券	48,480	269.7000 13,075,056	278.0000 13,477,440	－ －	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

（2024年10月末日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	9.81
投資証券	89.47
合計	99.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2024年10月末日現在）

種類	国・地域	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	日本	アメリカ・ドル売／円買2025年01月	売建	854,000	128,272,337	129,611,580	△1.13

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
設定時 (2016年6月10日)	10,000,000	－	1.0000	－
第1特定期間末日 (2016年9月26日)	10,699,728	10,699,728	0.9757	0.9757
第2特定期間末日 (2017年3月27日)	113,943,498	113,943,498	1.0504	1.0504
第3特定期間末日 (2017年9月25日)	229,907,282	229,907,282	1.1264	1.1264
第4特定期間末日 (2018年3月26日)	320,763,095	320,763,095	1.0685	1.0685
第5特定期間末日 (2018年9月25日)	459,798,275	459,798,275	1.1936	1.1936
第6特定期間末日 (2019年3月25日)	447,408,686	447,408,686	1.1246	1.1246
第7特定期間末日 (2019年9月25日)	508,026,610	508,026,610	1.1490	1.1490
第8特定期間末日 (2020年3月25日)	414,629,524	414,629,524	0.9983	0.9983
第9特定期間末日 (2020年9月25日)	820,303,169	820,303,169	1.1656	1.1656
第10特定期間末日 (2021年3月25日)	1,355,599,149	1,355,599,149	1.3806	1.3806
第11特定期間末日 (2021年9月27日)	2,259,847,736	2,259,847,736	1.5228	1.5228
第12特定期間末日 (2022年3月25日)	3,254,715,492	3,254,715,492	1.5852	1.5852
第13特定期間末日 (2022年9月26日)	4,003,309,714	4,003,309,714	1.5511	1.5511
第14特定期間末日 (2023年3月27日)	4,507,028,048	4,507,028,048	1.5327	1.5327
第15特定期間末日 (2023年9月25日)	6,479,760,028	6,479,760,028	1.7963	1.7963
第16特定期間末日 (2023年10月25日)	6,527,407,944	6,527,407,944	1.7618	1.7618
第90計算期間末日 (2024年10月25日)	11,343,702,461	11,343,702,461	2.2322	2.2322
2023年10月末日	6,445,871,708	－	1.7384	－
11月末日	6,957,500,507	－	1.8459	－
12月末日	7,158,919,071	－	1.8746	－
2024年1月末日	7,763,790,427	－	1.9562	－

2月末日	8,386,302,158	－	2.0336	－
3月末日	9,039,011,397	－	2.1050	－
4月末日	9,469,126,155	－	2.1249	－
5月末日	10,008,519,469	－	2.1584	－
6月末日	10,709,125,486	－	2.2616	－
7月末日	10,555,649,712	－	2.1650	－
8月末日	10,477,193,852	－	2.1129	－
9月末日	10,649,272,560	－	2.1243	－
10月末日	11,446,521,916	－	2.2525	－

②【分配の推移】

	１口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0000
第3特定期間	0.0000
第4特定期間	0.0000
第5特定期間	0.0000
第6特定期間	0.0000
第7特定期間	0.0000
第8特定期間	0.0000
第9特定期間	0.0000
第10特定期間	0.0000
第11特定期間	0.0000
第12特定期間	0.0000
第13特定期間	0.0000
第14特定期間	0.0000
第15特定期間	0.0000
第16特定期間	0.0000
第90計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1特定期間	△2.4
第2特定期間	7.7
第3特定期間	7.2
第4特定期間	△5.1
第5特定期間	11.7
第6特定期間	△5.8
第7特定期間	2.2
第8特定期間	△13.1
第9特定期間	16.8
第10特定期間	18.4
第11特定期間	10.3
第12特定期間	4.1
第13特定期間	△2.2
第14特定期間	△1.2
第15特定期間	17.2
第16特定期間	△1.9
第90計算期間	26.7

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）

第1特定期間	10,976,318	10,271	10,966,047
第2特定期間	120,762,087	23,254,369	108,473,765
第3特定期間	106,170,243	10,541,897	204,102,111
第4特定期間	130,665,881	34,561,701	300,206,291
第5特定期間	101,805,180	16,786,126	385,225,345
第6特定期間	82,114,027	69,608,206	397,831,166
第7特定期間	112,887,518	68,566,652	442,152,032
第8特定期間	98,422,243	125,231,700	415,342,575
第9特定期間	336,443,443	48,015,197	703,770,821
第10特定期間	422,059,322	143,949,790	981,880,353
第11特定期間	617,430,414	115,294,790	1,484,015,977
第12特定期間	686,503,975	117,330,140	2,053,189,812
第13特定期間	683,121,462	155,361,661	2,580,949,613
第14特定期間	575,299,545	215,725,057	2,940,524,101
第15特定期間	878,291,112	211,506,807	3,607,308,406
第16特定期間	165,696,509	68,016,354	3,704,988,561
第90計算期間	2,100,136,318	723,271,539	5,081,853,340

（注）第1特定期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

≪参考情報≫ 運用実績 （基準日：2024年10月31日）

基準価額・純資産総額の推移

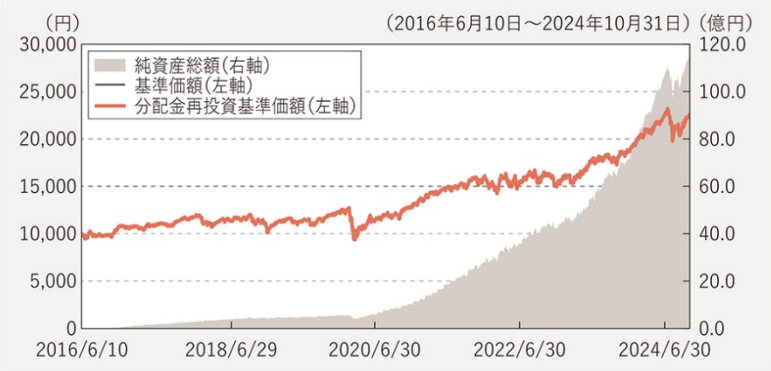

※基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。

分配の推移（税引前）

第86期	2023年7月	0円
第87期	2023年8月	0円
第88期	2023年9月	0円
第89期	2023年10月	0円
第90期	2024年10月	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※投資比率は純資産総額に対する時価の比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類		投資比率(%)
投資信託受益証券		9.81
	内　日本	9.81
投資証券		89.47
	内　アメリカ	89.47
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		0.73
純資産総額		100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	△1.13

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	投資比率
1	バンガード・トータル・ストック・マーケットETF	投資証券	アメリカ	43.85%
2	バンガード・FTSE先進国市場（除く米国）ETF	投資証券	アメリカ	19.23%
3	バンガード・米国トータル債券市場ETF	投資証券	アメリカ	11.11%
4	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	投資証券	アメリカ	10.39%
5	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	投資信託受益証券	日本	6.79%
6	バンガード・不動産ETF	投資証券	アメリカ	2.97%
7	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	投資信託受益証券	日本	2.67%
8	バンガード・FTSE・エマージング・マーケッツETF	投資証券	アメリカ	1.91%
9	上場インデックスファンドTOPIX	投資信託受益証券	日本	0.23%
10	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	投資信託受益証券	日本	0.12%

年間収益率の推移

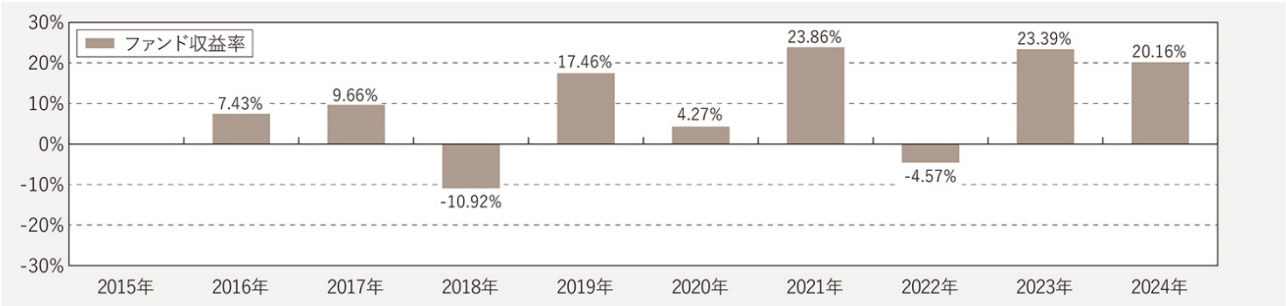

※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。
※ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。ただし、2016年は設定日から年末までの収益率、2024年は年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況を開示します。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

○取得の申込みは、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分※までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

○当ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。））と収益分配金を税引後で再投資する「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

○また、委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）を取消すことがあります。

○信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断した場合、委託会社は、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を制限または停止することができます。

○受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を税引後で再投資による取得申込については、1口単位とします。

(2) 申込手数料

ありません。（ノーロード）

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が定める所定の期日までに払込むものとします。

2 【換金（解約）手続等】

○受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し換金（解約）の請求をすることができます。
受益者が換金（解約）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
委託会社は、換金（解約）の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

○換金（解約）の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分※までに、販売会社所定の方法で行われ、かつ、換金（解約）受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

○換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、受益者が換金（解約）の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

○金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよび既に受付けた換金請求の受付を取り消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

(1) 解約単位

販売会社が定める単位

(2) 解約価額

解約価額は、解約請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求の受付日より起算して6営業日目から販売会社において受益者に支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

②主な投資対象の評価方法

(イ) 金融商品取引所上場の投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

(ロ) 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

④基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

マネックス・アセットマネジメント株式会社

ホームページ： https://www.monex-am.co.jp/

電話番号：03-6441-3964（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2016年6月10日から無期限とします。

(4)【計算期間】

原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①償還条件等

(イ) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受益者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

(ロ)委託会社は、上記（イ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ハ) 書面決議において、受益者（委託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合にあって、上記（ロ）から（ニ）までの取扱いを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ヘ) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

(チ) .監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託契約は、下記②の（ロ）に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(リ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは，受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。なお（イ）から（ト）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ロ) 委託会社は、（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、（イ）の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ハ) （ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、（ハ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) （ロ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

(ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ヘ) （ロ）から（ホ）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

(ト) （イ）から（ヘ）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

(イ) 他の受益者の氏名または名称および住所

(ロ) 他の受益者が有する受益権の内容

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」　の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし、双方から契約満了日3ヵ月前までに特段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

≪　https://www.monex-am.co.jp/　≫

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦信託事務の委託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧運用報告書

委託会社は、毎決算時及び償還時に、運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則としてあらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社を通じて交付します。この交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

運用報告書（全体版）については、委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5 営業日までに支払いを開始します。
ただし、受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が償還金支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部換金（解約）の請求をする権利を有します。
なお、換金には制限があります。詳細については、「第2　管理及び運営　2　換金（解約）手続等」を参照してください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの決算回数の変更に基づき、前特定期間は、2023年9月26日から2023年10月25日までとしております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第90期計算期間（2023年10月26日から2024年10月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＭＳＶ内外ＥＴＦ資産配分ファンド（Ｇコース）】

（１）【貸借対照表】

	前期 （2023年10月25日現在） 金　額（円）	第90期 （2024年10月25日現在） 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	58,856,349	22,292,850
コール・ローン	49,120,027	117,543,711
投資信託受益証券	515,878,425	1,101,140,453
投資証券	5,956,325,605	10,156,461,804
未収入金	34,296,635	3,063,603
流動資産合計	6,614,477,041	11,400,502,421
資産合計	6,614,477,041	11,400,502,421
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	608,140	1,153,486
未払金	76,225,114	636,313
未払解約金	5,373,374	7,679,196
未払受託者報酬	146,808	1,429,033
未払委託者報酬	4,698,056	45,730,529
その他未払費用	17,605	171,403
流動負債合計	87,069,097	56,799,960
負債合計	87,069,097	56,799,960
純資産の部		
元本等		
元本	3,704,988,561	5,081,853,340
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,822,419,383	6,261,849,121
（分配準備積立金）	957,418,242	2,475,075,804
元本等合計	6,527,407,944	11,343,702,461
純資産合計	6,527,407,944	11,343,702,461
負債純資産合計	6,614,477,041	11,400,502,421

（２）【損益及び剰余金計算書】

	前期 （自　2023年9月26日 至　2023年10月25日） 金　額（円）	第90期 （自　2023年10月26日 至　2024年10月25日） 金　額（円）
営業収益		
受取配当金	4,988,937	202,246,972
受取利息	14,791	623,032
有価証券売買等損益	△180,958,474	1,739,115,926
為替差損益	53,081,730	102,429,877
営業収益合計	△122,873,016	2,044,415,807
営業費用		
支払利息	6,245	34,751
受託者報酬	146,808	2,497,284
委託者報酬	4,698,056	79,916,152
その他費用	112,184	2,084,180
営業費用合計	4,963,293	84,532,367
営業利益又は営業損失（△）	△127,836,309	1,959,883,440
経常利益又は経常損失（△）	△127,836,309	1,959,883,440
当期純利益又は当期純損失（△）	△127,836,309	1,959,883,440
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,554,700	173,001,961
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,872,451,622	2,822,419,383
剰余金増加額又は欠損金減少額	130,395,234	2,242,332,249
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	130,395,234	2,242,332,249
剰余金減少額又は欠損金増加額	54,145,864	589,783,990
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	54,145,864	589,783,990
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,822,419,383	6,261,849,121

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
４．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（追加情報）

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第16条に基づき、2023年10月17日付けで、毎月決算から年1回決算に決算回数を変更し、金融庁長官に投資信託約款の変更の届出をしております。当該投資信託約款の変更の適用日は2023年10月26日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 （2023年10月25日現在）	第90期 （2024年10月25日現在）
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2023年10月25日現在）	第90期 （2024年10月25日現在）
１．　期首元本額	3,607,308,406円	3,704,988,561円
期中追加設定元本額	165,696,509円	2,100,136,318円
期中一部解約元本額	68,016,354円	723,271,539円
２．　受益権の総数	3,704,988,561口	5,081,853,340口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 （自　2023年9月26日 至　2023年10月25日）	第90期 （自　2023年10月26日 至　2024年10月25日）
１．　分配金の計算過程	計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,401,166,514円）及び分配準備積立金（957,418,242円）より分配対象額は3,358,584,756円（1万口当たり9,065.03円）でありますが、分配は行っておりません。	計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（182,118,520円）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,482,203,445円）、信託約款に規定される収益調整金（3,837,400,855円）及び分配準備積立金（810,753,839円）より分配対象額は6,312,476,659円（1万口当たり12,421.60円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自　2023年9月26日 至　2023年10月25日）	第90期 （自　2023年10月26日 至　2024年10月25日）
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左

３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立した運用リスク管理担当部署がリスクを把握、管理し、運用担当部署への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また、運用リスク管理の結果については定期的にリスク管理に関する会議体等に報告をしております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2023年10月25日現在)	第90期 (2024年10月25日現在)
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 （2023年10月25日現在）	第90期 （2024年10月25日現在）
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△25,673,818	28,721,948
投資証券	△152,676,358	1,153,344,650
合計	△178,350,176	1,182,066,598

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	前期 (2023年10月25日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	383,143,800	－	383,751,940	△608,140
アメリカ・ドル	383,143,800	－	383,751,940	△608,140
合計	383,143,800	－	383,751,940	△608,140

種類	第90期 (2024年10月25日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	128,470,667	－	129,624,153	△1,153,486
アメリカ・ドル	128,470,667	－	129,624,153	△1,153,486
合計	128,470,667	－	129,624,153	△1,153,486

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

４．換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 (2023年10月25日現在)	第90期 (2024年10月25日現在)
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7618円 (17,618円)	2.2322円 (22,322円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額 （口数）	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	Ｉシェアーズ・コア　ＴＯＰＩＸ　ＥＴＦ	48,480	13,075,056	
		ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　ＴＯＰＩＸ連動型上場投信	275,690	756,769,050	
		ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動	336,290	305,216,804	
		上場インデックスファンドＴＯＰＩＸ	9,627	26,079,543	
	日本円　小計		670,087	1,101,140,453	
投資信託受益証券　合計			670,087	1,101,140,453	
投資証券	アメリカ・ドル	Vanguard FTSE Developed Markets ETF	283,878.000	14,384,098.260	
		Vanguard FTSE Emerging Markets ETF	30,568.000	1,439,141.440	
		Vanguard Real Estate ETF	23,125.000	2,235,031.250	
		Vanguard Total Bond Market ETF	113,296.000	8,305,729.760	
		Vanguard Total International Bond ETF	155,525.000	7,779,360.500	
		Vanguard Total Stock Market ETF	114,080.000	32,605,204.800	
	アメリカ・ドル　小計		720,472.000	66,748,566.010 (10,156,461,804)	
投資証券　合計				10,156,461,804 (10,156,461,804)	
合計				11,257,602,257 (10,156,461,804)	

（注）投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

１．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率 （%）	合計金額に 対する比率 （%）
アメリカ・ドル	投資証券　6銘柄	100.00	100.00

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引等に関する注記）にて記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2024年10月末日現在）

Ⅰ 資産総額	11,469,683,272円
Ⅱ 負債総額	23,161,356円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,446,521,916円
Ⅳ 発行済数量	5,081,796,676口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.2525円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡および譲渡制限

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

①受益権の譲渡

(イ) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(ロ) 当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(ハ) 前記（イ）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

②受益権の譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

③受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

④償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

⑤質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部換金（解約）の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年10月末現在、資本金は14億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、50,000株を発行済です。

● 過去5年間における主な資本金の増減

2020年9月29日　　資本金900百万円から1,400百万円に増資

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、すべての取締役で組織される取締役会の決議をもって決定します。
取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
増員または欠員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了の時までです。
取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となります。
代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。
取締役会は、法令、定款等に定められた業務執行の重要事項を決定します。
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

委託会社では、運用に係る組織および権限と責任を明示するとともに、運用を行うにあたって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る規程を定めています。
ファンド運用に係る意思決定はこれらの規程に則り、商品戦略の決議、運用方針・運用計画の策定、有価証券の売買のプロセスを経て実行されます。
ファンドの商品戦略は、委託会社の投資哲学や市場環境等を勘案した上で策定・見直しされ、取締役会で決議されます。
ファンドの運用方針は運用担当部署において策定され、代表取締役社長を構成メンバーに含む投資戦略会議において報告されます。運用計画は、運用担当部署においてファンドの運用方針に基づいて策定されます。
個々の有価証券の売買は、トレーディング担当部署において運用担当部署の指図に従い執行されます。
運用担当部署から独立したリスク管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果については、運用担当部署にフィードバックされ、必要に応じて是正されます。
委託会社は、受託会社または再信託受託会社については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価しま

す。問題点の改善方法の提言等も含めて評価結果を委託会社の経営陣に報告する内部監査態勢を構築しています。
※上記の体制は、2024年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
2024年10月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	38	184,972
単位型株式投資信託	34	126,465
単位型公社債投資信託	104	305,845
合計	176	617,281

※百万円未満は四捨五入

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
また、第10期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第8期 (2023年3月31日現在)	第9期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	216,938	84,220
前払費用	2,005	1,330
未収委託者報酬	48,122	243,332
未収運用受託報酬	72,834	175,357
その他	0	4,868
流動資産計	339,901	509,109
固定資産		
有形固定資産	※1 2,257	※1 2,787
建物	1,562	1,409
器具備品	694	1,378
無形固定資産	118,432	139,305
ソフトウエア	107,942	122,077
ソフトウエア仮勘定	10,490	17,228
投資その他の資産	31,046	32,097
投資有価証券	30,210	32,097
長期前払費用	835	-
固定資産計	151,736	174,190
資産合計	491,637	683,300
(負債の部)		
流動負債		
預り金	3,292	4,684
短期借入金	-	80,000
未払金	2,927	10,828
未払手数料	102,963	250,073
未払費用	17,677	31,092
未払法人税等	8,300	10,093
未払消費税等	4,115	10,447
流動負債計	139,277	397,219
固定負債		
繰延税金負債	129	642
固定負債計	129	642
負債合計	139,407	397,861
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	1,400,000	1,400,000
資本剰余金	1,400,000	1,400,000
資本準備金	1,400,000	1,400,000
利益剰余金	△2,447,849	△2,516,016
その他利益剰余金	△2,447,849	△2,516,016
繰越利益剰余金	△2,447,849	△2,516,016
株主資本計	352,150	283,983

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	80	1,455
評価・換算差額等計	80	1,455
純資産合計	352,230	285,438
負債・純資産合計	491,637	683,300

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第8期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第9期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	469,212		1,693,603	
運用受託報酬	423,214		580,807	
その他	17,682		11,600	
営業収益計		910,108		2,286,011
営業費用				
支払手数料	594,976		1,664,595	
広告宣伝費	33,219		10,444	
調査費	111,492		175,262	
委託調査費	110,542		174,343	
その他調査費	949		918	
委託計算費	19,176		74,168	
営業雑経費	5,309		5,500	
通信費	3,878		3,294	
協会費	1,431		2,205	
営業費用計		764,174		1,929,970
一般管理費				
給料	285,644		285,981	
役員報酬	30,000		16,800	
給料･手当	219,025		233,578	
法定福利費	36,619		35,603	
交際費	406		909	
旅費交通費	4,946		5,920	
租税公課	15,692		18,311	
不動産賃借料	11,110		11,105	
退職給付費用	6,558		6,978	
固定資産減価償却費	※1 42,863		※1 46,149	
諸経費	31,067		48,133	
一般管理費計		398,290		423,488
営業損失(△)		△252,356		△67,447
営業外収益				
受取利息	1		0	
雑収入	308		812	
営業外収益計		310		813
営業外費用				
支払利息	-		582	
営業外費用計		-		582
経常損失(△)		△252,045		△67,216
税引前当期純損失(△)		△252,045		△67,216
法人税、住民税及び事業税		950		950
当期純損失(△)		△252,995		△68,166

(3) 【株主資本等変動計算書】

第8期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,194,854	△2,194,854	605,145
当期変動額						
当期純損失（△）	-	-	-	△252,995	△252,995	△252,995
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△252,995	△252,995	△252,995
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,447,849	△2,447,849	352,150

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,014	1,014	606,160
当期変動額			
当期純損失（△）	-	-	△252,995
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△933	△933	△933
当期変動額合計	△933	△933	△253,929
当期末残高	80	80	352,230

第9期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,447,849	△2,447,849	352,150
当期変動額						
当期純損失（△）	-	-	-	△68,166	△68,166	△68,166
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△68,166	△68,166	△68,166
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,516,016	△2,516,016	283,983

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	80	80	352,230
当期変動額			
当期純損失（△）	-	-	△68,166
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,374	1,374	1,374
当期変動額合計	1,374	1,374	△66,791
当期末残高	1,455	1,455	285,438

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準および評価方法

（1） 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品5～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

（1） 委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理･運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬：投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬：該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

（2） 運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定

（1） 当事業年度の財務諸表に計上した金額

ソフトウエア　122,077千円

ソフトウエア仮勘定　17,228千円

（2） 上記項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

割引前将来キャッシュ･フローの総額が、上記のソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の帳簿価額の合計額を上回ったことにより、当事業年度においては減損損失を認識しておりません。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ･フローの算出に用いた主要な仮定は、経済的残存使用年数や事業計画に基づく資産運用残高等が含まれます。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

資産運用残高の推移については、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。そのため、実績値が②に記載した主要な仮定から下方に乖離し、結果として減損損失を認識する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1．有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	第8期 (2023年3月31日現在)	第9期 (2024年3月31日現在)
建物	461	614
器具備品	3,845	3,442

(損益計算書関係)

※1．減価償却実施額

(単位：千円)

	第8期 (自　2022年4月1日 至　2023年3月31日)	第9期 (自　2023年4月1日 至　2024年3月31日)
有形固定資産	436	591
無形固定資産	42,427	45,557

2．関係会社との取引高

重要性がないため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第8期 (自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

第9期 (自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については銀行預金に限定しており、また短期借入金を用いて運転資金を調達しております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

また、現金･預金、未収収益報酬、未収運用受託報酬、短期借入金、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	第8期 (2023年3月31日現在)			第9期 (2024年3月31日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	30,210	30,210	-	32,097	32,097	-
資産計	30,210	30,210	-	32,097	32,097	-

3．金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	第8期 (2023年3月31日現在)				第9期 (2024年3月31日現在)			
	時価				時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	30,210	-	-	30,210	32,097	-	-	32,097
資産計	30,210	-	-	30,210	32,097	-	-	32,097

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

証券投資信託の基準価格を時価としており、当該基準価額での取引が活発に行われているため、その時価はレベル1に分類しております。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	第8期（2023年3月31日現在）			第9期（2024年3月31日現在）		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	-	-	-	-	-	-
	（2）債券	-	-	-	-	-	-
	（3）その他	20,000	20,424	424	30,000	32,097	2,097
	小計	20,000	20,424	424	30,000	32,097	2,097
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	-	-	-	-	-	-
	（2）債券	-	-	-	-	-	-
	（3）その他	10,000	9,786	△ 213	-	-	-
	小計	10,000	9,786	△ 213	-	-	-
合計		30,000	31,462	1,462	30,000	32,097	2,097

2．売却したその他有価証券

第8期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）
　該当事項はありません。

第9期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
　該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報
　当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	第8期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）	第9期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
委託者報酬	469,212	1,693,603
基本報酬	464,477	708,659
成功報酬	4,734	984,944
運用受託報酬	423,214	580,807
その他	17,682	11,600
合計	910,108	2,286,011

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要
　確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定拠出制度
　確定拠出制度への要拠出額は、第8期6,558千円、第9期6,978千円であります。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	第8期 (2023年3月31日現在) (千円)	第9期 (2024年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	744,936	764,676
その他	2,396	3,026
繰延税金資産小計	747,332	767,702
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注1)	△744,936	△764,676
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,396	△3,026
評価性引当額小計	△747,332	△767,702
繰延税金資産合計	―	―
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△129	△642
繰延税金負債合計	△129	△642
繰延税金負債純額	△129	△642

(注1) 評価性引当額が20,369千円増加しています。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を19,739千円追加的に認識したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度 (2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合　計
税務上の繰越欠損金 (※)	―	21,219	83,670	89,354	98,957	471,472	764,676
評価性引当額	―	△21,219	△83,670	△89,354	△98,957	△471,472	△764,676
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1．セグメント情報
当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報
(1) サービスごとの情報
当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。
(2) 地域ごとの情報
①営業収益
本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
(3) 主要な顧客ごとの情報
運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者関係)

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第8期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）
重要性がないため、記載を省略しております。

第9期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
重要性がないため、記載を省略しております。

(2) 子会社等

第8期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）
該当事項はありません。

第9期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

第8期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	マネックス証券株式会社	東京都港区	12,200,000	金融商品取引業	―	証券投資信託の販売代行	役務の受入(注1)	162,564	未払手数料	20,979
同一の親会社を持つ会社	カタリスト投資顧問株式会社	東京都港区	100,000	投資助言業	―	運用等の助言に関する業務委託契約	役務の受入(注1)	125,815	未払手数料	7,499

第9期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

主要株主（法人）が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）（注3）	マネックス証券株式会社	東京都港区	12,200,000	金融商品取引業	－	証券投資信託の販売代行	役務の受入（注1）	189,701	未払手数料	40,909
同一の親会社を持つ会社	カタリスト投資顧問株式会社	東京都港区	100,000	投資助言業	－	運用等の助言に関する業務委託契約	役務の受入（注1）	1,069,910	未払手数料	104,881
同一の親会社を持つ会社	マネックスファイナンス株式会社	東京都港区	50,000	資金調達・供給	－	運転資金の短期借入先	資金の借入	270,000	短期借入金	80,000
							資金の返済	190,000		
							利息の支払（注2）	582		

取引条件および取引条件の決定方針等
（注1）役務の受入については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。
（注2）資金の借入条件については、市場金利等を勘案して合理的に決定されております。
（注3）マネックス証券株式会社は、2024年1月4日付で「同一の親会社を持つ会社」から「主要株主（法人）が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）」となりました。取引金額は、当事業年度における取引高を記載しております。

2．親会社に関する注記
マネックスグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第8期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	第9期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
1株当たり純資産額	7,044円61銭	5,708円77銭
1株当たり当期純損失金額	5,059円91銭	1,363円33銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第8期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	第9期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
当期純損失	252,995千円	68,166千円
普通株式に係る当期純損失	252,995千円	68,166千円
期中平均株式数	50,000株	50,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第10期中間会計期間 (2024年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		142,214
前払費用		2,284
未収委託者報酬		153,245
未収運用受託報酬		220,357
その他		3,560
流動資産計		521,663
固定資産		
有形固定資産	※1	2,454
建物		1,332
器具備品		1,122
無形固定資産		153,827
ソフトウエア		148,208
ソフトウエア仮勘定		5,619
投資その他の資産		31,427
投資有価証券		31,427
固定資産計		187,710
資産合計		709,373
(負債の部)		
流動負債		
預り金		3,389
短期借入金		100,000
未払金		3,232
未払手数料		188,058
未払費用		36,013
未払法人税等		22,282
未払消費税等		9,931
流動負債計		362,908
固定負債		
繰延税金負債		443
固定負債計		443
負債合計		363,351
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,400,000
資本剰余金		1,400,000
資本準備金		1,400,000
利益剰余金		△2,454,962
その他利益剰余金		△2,454,962
繰越利益剰余金		△2,454,962
株主資本計		345,037
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	984
評価・換算差額等計	984
純資産合計	346,021
負債・純資産合計	709,373

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第10期中間会計期間 (自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		825,526	
運用受託報酬		392,770	
その他		5,018	
営業収益計			1,223,315
営業費用			
支払手数料		736,071	
広告宣伝費		4,322	
調査費		108,346	
委託調査費		106,990	
その他調査費		1,355	
委託計算費		64,350	
営業雑経費		3,788	
通信費		1,587	
協会費		2,200	
営業費用計			916,879
一般管理費			
給料		156,549	
役員報酬		8,000	
給料･手当		129,629	
法定福利費		18,919	
交際費		1,042	
旅費交通費		3,977	
租税公課		11,798	
不動産賃借料		7,780	
退職給付費用		3,359	
固定資産減価償却費	※1	25,422	
諸経費		21,880	
一般管理費計			231,810
営業利益			74,625
営業外収益			
受取利息		7	
営業外収益計			7
営業外費用			
支払利息		1,045	
営業外費用計			1,045
経常利益			73,587
税引前中間純利益			73,587
法人税、住民税及び事業税			12,533
中間純利益			61,053

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,516,016	△2,516,016	283,983
当中間期変動額						
当中間期純利益	-	-	-	61,053	61,053	61,053
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	61,053	61,053	61,053
当中間期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,454,962	△2,454,962	345,037

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,455	1,455	285,438
当中間期変動額			
当中間期純利益	-	-	61,053
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△470	△470	△470
当中間期変動額合計	△470	△470	60,582
当中間期末残高	984	984	346,021

注記事項

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品5～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号　2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

（1）委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理･運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬：投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬：該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	第10期中間会計期間 (2024年9月30日現在)
建物	691
器具備品	3,698

(中間損益計算書関係)

※1．減価償却実施額

（単位：千円）

	第10期中間会計期間

	(自　2024年4月1日 至　2024年9月30日)
有形固定資産	332
無形固定資産	25,090

(中間株主資本等変動計算書関係)

第10期中間会計期間 (自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)

1．発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については銀行預金に限定しており、また短期借入金を用いて運転資金を調達しております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。
また、現金・預金、未収収益報酬、未収運用受託報酬、短期借入金、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	第10期中間会計期間 (2024年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	31,427	31,427	-
資産計	31,427	31,427	-

3．金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	第10期中間会計期間 (2024年9月30日現在)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	31,427	-	-	31,427
資産計	31,427	-	-	31,427

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
投資有価証券
証券投資信託の基準価格を時価としており、当該基準価額での取引が活発に行われているため、その時価はレベル1に分類しております。

(有価証券関係)
その他有価証券

(単位：千円)

	種類	第10期中間会計期間 (2024年9月30日現在)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	20,000	21,447	1,447
	小計	20,000	21,447	1,447
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	10,000	9,979	△ 20
	小計	10,000	9,979	△ 20
合計		30,000	31,427	1,427

2．売却したその他有価証券

第10期中間会計期間 (自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)
顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	第10期中間会計期間 (自　2024年4月1日 至　2024年9月30日)
委託者報酬	825,526
基本報酬	509,805
成功報酬	315,720
運用受託報酬	392,770
その他	5,018
合計	1,223,315

(セグメント情報等)
1．セグメント情報
当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報
(1) サービスごとの情報
当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。
(2) 地域ごとの情報
①営業収益
本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。
なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	第10期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
1株当たり純資産額	6,920円43銭
1株当たり中間純利益金額	1,221円07銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
（注2）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第10期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
中間純利益金額	61,053千円
普通株式に係る中間純利益金額	61,053千円
普通株式の期中平均株式数	50,000株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2024年10月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称	資本金の額（百万円） 2024年10月末現在	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2024年10月末現在	事 業 の 内 容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ）に基づき信託業務を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
スターツ証券株式会社	500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管･管理･処分、信託財産の計算、信託財産に関する報告書の作成等を行います。

(2) 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、当ファンドの募集･販売の取扱い、一部解約の実行の請求を受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

3 【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3 【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

2023年12月25日	有価証券報告書、訂正有価証券届出書
2024年1月25日	有価証券報告書、訂正有価証券届出書
2024年7月25日	半期報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2024年５月24日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　中村　方昭

監査意見

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年1月17日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＳＶ内外ＥＴＦ資産配分ファンド（Ｇコース）の2023年10月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＳＶ内外ＥＴＦ資産配分ファンド（Ｇコース）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　藤森　丈史

中間監査意見

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。